



岩手県から期間限定の措置のお知らせ

自立支援医療（精神通院）受給者証と精神障害者保健福祉手帳

～同時更新申請の臨時的取扱いについて～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、同時更新申請をする方は、下記のとおり更新申請をすることができます。

1 臨時的取扱いの対象となる方

現在、受給者証と手帳をお持ちの方で、両方の有効期間の満了日が、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方

2 同時更新申請における臨時的取扱い

一例として、下の図のように、手帳用診断書の提出の猶予と受給者証の延長の期間を調整して、同時に更新申請をすることができます。

● 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの流れ（例）

	R1. 6. 30		R2. 6. 30		R3. 6. 30		R4. 6. 30	
判定と有効期間	前回判定（有効期間2年間）		今回判定（有効期間2年間）				次回認定	
	1年目	2年目	1年目		2年目		1年目	
更新申請手続	更新申請書提出	—	更新申請書提出のみ				更新診断書提出	
	診断書提出	—	診断書の提出猶予（最長1年間）				診断書提出	

→ 猶予中に診断書を提出

提出した手帳用診断書を自立支援医療にも利用

● 自立支援医療（精神通院）の再認定手続きの流れ（例）

判定と有効期間	前々回認定（有効期間1年間）	前回認定（有効期間1年間）	有効期間1年延長（さらに1年間有効）	次回認定（有効期間1年間）	次々回認定（有効期間1年間）
再認定申請手続	再認定申請書提出	再認定申請書提出		再認定申請書提出	再認定申請書提出